

Forum

国際課税の新たな潮流

英米の議論とわが国の今後の方向

〔2008年4月4日収録〕

〔発言者〕(敬称略・順不同)

青山慶二(筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授)

Keiji AOYAMA

柳瀬唯夫(経済産業省経済産業政策局企業行動課長)

Tadao YANASE

森信茂樹(中央大学法科大学院教授、ジャパン・タックス・インスティテュート
所長)【司会】

Shigeki MORINOBU

森信 今回は「国際課税の新しい潮流」というテーマで、世界各国の国際課税制度にどのような問題が起きているか、また、そういう流れを踏まえつつ、今後わが国として、わが国固有の状況も念頭に置きつつ、国際課税をどのように改めていけばよいのかといった点に焦点を当てて、議論を進めていきたいと思います。

最初に、今回の座談会の問題意識となりますが、世界の法人税制の動向を見ますと、グローバル競争の中で、特にEUの場合には共通通貨・共同市場が実現して、ヒト・モノ・カネが自由に移動するようになりました。このためEU各国では、自国の法人税率を引き下げて、域内あるいは域外他国からのヒト・モノ・カネを引き付けていこうという、タックス・コンペティション(税の引下げ競争)が進行しつつあります。それに対してドイツやフランスは、「節度ある対応をすべきだ」と主張しているのですが、なかなかまとまらない状況にあります。

そういう中で、世界展開をしている多国籍企業は、最適かつ低い租税負担を求めてさまざまなタックス・プランニングを行い、どのようなアロケーションにするのが最も効率的か、国境を超えてさまざまな取組みを行っています。

そうしますと、どうしても一国の課税権と多国籍企業の行動に、バッティングが起る可能性が出てきます。先進国としては、「高齢化」という共通の課題を抱えていますので、それに対応するだけの税収を確保しなければいけない。他方で多国籍企業としては激しい国際競争の中で、タックス・コストはなるべく軽減していきたいという状況にあり、この2つがせめぎ合っているわけです。

そこで今回は、国際課税の分野に的を絞って、そういう国家と多国籍企業のせめぎ合いの中で、どういう税制がふさわしいのかという観点から議論を進めていきたいと思います。

では最初に、こういう状況を踏まえて、特にアメリカやヨーロッパといった先進国ではどのような税制改正が行われようとしているのか。また議論されているのかということについて、青山先生からお話いただきたいと思います。

青山 森信先生がおっしゃった通り、アメリカやヨーロッパでは、多国籍企業の競争が非常に厳しくなっており、その背景には、各国の法人税改革における税率引下げという問題が底辺にあると考えています。

国際課税の二重課税調整方式としては、外国税額控除方式と国外所得免除方式とがありますが、この両者は、先進国を主要なマーケットとする各多国籍企業の本国の実効税率が同様のレベルにあるときには、二重課税解消の効果の上ではあまり差異がなかったと言われていました。なぜなら居住地国（本社所在地）と源泉地国（マーケットである子会社所在地）の税負担に大きな差がなければ、外税控除方式の下でも本社所在地における追加課税の負担は無視できるので、競争条件を歪めるものではないとされてきたからです。

ところが最近になって、各国の税制改正での法人税率引下げが目立つようになると、子会社利益に関するグループ企業全体の税負担に格差が出てきました。法人税率引下げ競争の中で特に取り残されている日本やアメリカにとってみれば、二重課税調整方式の違いがもたらす自国籍の多国籍企業の競争力への影響というものが、看過できなくなってきたと感じられるようになったと思います。

そういった危機感を感じたアメリカと、国外所得免除方式が拡大しつつあるEUの中で外税控除方式を採っているイギリスがこの問題に注目して、それぞれの国が財務省の討議ペーパーという形で、部分的に国外所得免除方式への転換を内容とす

る税制改正ドラフトを作ったことは、意味のあることだと思います。

では簡単に、米国と英国の提案をご紹介しますと思います。

米国ではこの問題は、2005年の大統領諮問委員会の提案に始まりその後の議論を経て、昨年12月に詳細な財務省のディスカッション・ドラフトペーパーが出されました。その中で議論されている概略を申し上げますと、「自国企業が国際競争の波の中で、自国の国際課税制度の持つ弱点を要因として、競争上の不利に陥っている」と説明しています。

つまり、米国が長年にわたり採ってきている外税控除方式による全世界所得課税方式については、従来は内外投資所得課税の中立性に着眼した、いわゆる資本輸出中立性の観点から正しいとされてきたのですが、今回のドラフトでは、自国に子会社からの配当が送金されたときの追加課税の負担の面において、競争力を大きく阻害するという問題点を強調した改正案になりました。世界市場における米国の支配力低下という地殻変動が、その背景にあります。

この中では、いろいろな議論が行われています。国際競争力を高めるためには、基本的には子会社配当免除制度を導入すべきだという基本線はあるものの、どのような方向で子会社配当の免除制度を実現するのかということについてはいくつかの方策を検討していて、そういう意味では非常に多面的な検討ペーパーになっています。

その背景を1点申し上げますと、米国の提案が、歳入当局にとってのメリットも念頭に置いたものであるという特徴を指摘できると思います。

これは米国の国外所得の構成によるのですが、米国では投資所得のうちロイヤリティの占める比率が非常に高いわけです。従来、海外子会社からの配当にかかる高税率負担の国外所得を使って、海外から低税率あるいは非課税で収受したロイヤリティの国外所得と相殺する形で、米国での追加課税を回避する租税計画が広範に行われてきました。子会社配当免除制度は、税制の簡素化を通じて進出先国での競争条件を一般的に改善するとともに、一部の企業による行き過ぎた節税策を防止し、追加歳入をもたらすものと位置づけられています。

レポート中にもトータルで見ますと、この制度の導入によって10年間で400億ドルの増収効果が副次的に見込めるという試算も紹介されていますが、そのような政府当局の意図を反映したものであろうと思います。

森信 それはいわゆる、彼我流用（余った外国税額控除枠を他に活用すること）の結果、税収が落ちていることを問題視しているわけですね。

青山 そうですね。一方、当然のことながら多国籍企業にとっては、この制度の導入によって、追加的な負担なしに海外からの配当を自国に送金できることとなります。これはまさに2004年のアメリカン・ジョブ・クリエーション・アクトの時に、非課税措置をテンポラリーに実施して海外利益の送還が実現した事例がありますので、明らかにビジネスにとってメリットがあると考えられるところだと思います。

森信 そうすると、国としてもメリットがあり、多国籍企業にとってもメリットがあるという方向に向かうべきだということですね。

青山 そうです。両方にとって、ウィンウィンの状況ということです。

イギリスについては、今申し上げた基本線は変わらないと思いますが、考えなければいけないのは、EU市場におけるイギリスの特異な立場です。

これは、EU諸国の多くが国外所得免除方式を採っている中で、外税控除方式を採っているイギリスの多国籍企業が不利な競争条件にあることがより強く感じられていたであろうということです。

それからもう1点は、EU内での税制ハーモニゼーションの中で、いわゆる設立の自由が強く謳われて、国境を超えた親子会社間の配当についても課税上公平に取り扱わなければいけない、つまり法人間配当の二重課税を排除している国内配当に関する規定と国外配当課税規定の間の差別を撤廃し、同一に取り扱わなければいけないという強い要請が出されています。

したがって今回のイギリスの提案の中でも、例えば同時に提案されているタックス・ハイブン税制についても、外国法人と内国法人を同等に取り扱うという提案がなされています。親子会社間の配当についても、国境を超えたものと国境を超えないものについて、公平な取扱いをせざるを得ません。

こういった要請がEUの中では強く出てきているということが、付け加えられると思います。

森信 アメリカとイギリスの見直しの方向性とその背景についてご説明いただきましたが、柳瀬さん、そういう問題意識は日本にもあるのでしょうか。

柳瀬 国際租税をめぐるっては、経済活性化あるいは成長という観点で、3つの観点があると思っています。

1つ目は、日本の企業にとって、外国企業と競争する際の条件が不利にならないようにするという観点です。その中には2つの意味があります。企業がグローバル化している中で、多国籍企業同士が競争したときに、日本の場合は本国の税率が高いわけですが、本国の税率の差によって、同じ国で競争しているにもかかわらず競争上不利になるようなことがあるので、できるだけイコールフィッティングにしてあげるべきだという観点です。もう1つは、そもそも税率の格差自体が競争条件に不利になっているということですが、今、外国税額控除方式で、日本に配当を戻すまで課税の繰延べがあるということはあるものの、潜在的には全世界の所得に対して日本の税率を適用する以上、将来的には日本の高い税率が適用されるということで、事業活動を行っている国が低税率であってもそのメリットを享受できないことが、そもそものハンディキャップになっています。

それから、日本企業は成長する市場が海外にあるということで、実際に海外での事業活動をどんどん拡大しています。これは人口が増えている海外と減っていく本国の差として合理的な行動ですし、海外マーケットの成長を捕まえない限り日本企業の成長はないわけですから結構なことなのですが、問題は、日本企業が海外で収益を上げられる体質になってきたとき、その果実を日本のメリットとしてきちんと日本に還流できるかどうか2点目の観点です。

森信 2点目の観点は企業の観点というよりむしろ国家として、そういった付加価値をきちんと日本に還流して日本経済の発展のために使ってほしいということですね。

柳瀬 そうですね。企業としてはどこで利益を上げようが連結全体として利益が上げればいいのかもかもしれませんが、国益としてはやはり、果実は日本に還元して、日

本の成長原資に回ることが望ましいということです。

それから3点目は最近の動きです。日本企業における外国人の持株比率が上がってきて、かつ、資本市場が強化されて株主の発言力・影響力が大きくなっています。このためグローバル化した日本企業では、外国人株主から「なぜ本国に40%もの高い実効税率を払うのか。本社を海外に移せ」という圧力をかけられるケースが実際に出てきています。

そういう意味では、日本の実効税率をどう下げていくかというのが一番の本質ではありますが、少なくとも海外の低税率国で上げた収益について、日本に本社があったとしても、その低税率国のメリットを活かせるということになると、本社を海外に移さざるを得ないというモチベーションは減殺されるという意味でも、国際租税の影響は大きいと思います。

森信 ありがとうございます。そういう問題意識を受けて、世界各国において国際課税の見直しが進む中で、日本もそれに遅れず見直しを進めていこうということだと思います。

具体的には、昨年12月に出された与党税制改正大綱の中に、そういった見直しについての記述があります。国際競争力の強化、経済の活性化、適正な二重課税の排除、制度の簡素化という4つを理由として、英米等諸外国の動向を注視しながら、外国税額控除方式について、そのあり方を総合的に検討するとされています。

二重課税の排除を目的とする国際課税制度には、全世界所得課税・外国税額控除方式と国外所得免税方式の2つがあります。前者は、アメリカ、日本が採用している方式で、資本輸出中立性（内国法人が拠点をどこに置いても、全世界所得に対する税負担の割合が、国内にのみ拠点がある内国法人と同一）をその根拠としています。

これに対し後者の根拠は、フランス、カナダ等が採用する方式で、資本輸入中立（進出法人の居住地国がどこであっても、国内源泉所得に対する税負担が同一）です。2005年のブッシュ大統領税制改革諮問委員会による改革案の1つが後者への移行を提言して以来、この問題が税制当局や実務家の間で大きな議論となっています。背景には、先ほど述べたさまざまな理由があります。

もっとも現実の国際課税制度は、2つの方式のハイブリッドとなっています。外

国税額控除方式のもとでも、企業が現地で所得を留保し再投資に回す場合や、高負担国拠点の場合には、資本輸出中立は成立しません。

一方、国外所得免除方式のもとでも、すべての国が国外所得免除方式を採用しなければ、資本輸入中立にはなりません。また、本国で直接受け取る海外からの投資所得(配当、利子、使用料)については、原則として外国税額控除方式が採られ(OECDモデル条約も同様)、国外所得免除方式は排除されている上に、事業の実体なく海外に留保される所得については合算できるタックス・ヘイブン税制が採られています。

したがって、現地に所得を留保する場合、投資所得の場合、高課税国への進出の場合には差異は生じず、2つの方式は大きな違いがあるわけではありません。

そういう外国税額控除制度について、これからわが国でも、見直しが具体的に進んでいくのだと思います。

では具体的に、どういう点の見直しを行っていくかですが、まず、今の日本の外税控除方式を中心とした国際課税制度について、見直す場合の具体的な問題意識や背景について、柳瀬さんからお話いただけますか。

柳瀬 国際租税を見直す時期に来ていると思った背景としては、いろいろな統計や多国籍企業の方からのお話を伺っていると、問題がかなり現実化していると思ったからです。

今、製造業の海外生産比率が3割を超えて、それに伴って海外の利益が急増しています。利益ベースで見ても、営業利益の3割以上が海外という時代になっています。問題は、この海外で上げた膨大な利益がどこに向かっているかということです。

統計を分析して分かったかなりショッキングなことは、海外の子会社から配当金の形で戻すのは、2001年から2004年にかけてそれほど伸びていない。2倍にもなっていないのですが、他方、海外の子会社に内部留保の形で置いてあるのが4年間で15.8倍になっている。2004年からは毎年2兆円ずつ海外に留保されていて、直近だと約12兆円が海外に留保されているわけです。

森信 この要因については、どう分析されているのですか。

柳瀬 この件について商社やメーカーの方にお話を伺うと、統計上の数字と同じように、2003～2004年頃から、企業行動が大きく変わったようです。

要因の1つとしては、海外の収益が急増した点がもちろんあります。もう1つは、国内の単体の利益が2002年頃までは薄かったために、海外利益は日本に戻さないと投資資金や配当資金、賃金等に回らないということで、あまり海外で留保をせず国内に戻していたのですが、2003～2004年頃から国内の単体の利益も良くなって、資金需要は国内単体のキャッシュでかなり賄えるようになったために、無理に日本へ戻さなくてもいい状況になったということです。

つまり日本に置いてもいいし、海外に置いてもいいということで、とりあえず今は海外に置いているというのが多くの企業行動となっています。

これにはいろいろな要因があると思います。もちろん海外で再投資する予定があって海外に置いているのは当然のこととして、特に使い道がはっきりしないまま、海外に置いている企業が大変多い。これについては、運用利回りが海外の方が良いとか、あるいは収益性の高い大規模な投資機会が当面日本国内では予定されていないとか、特に最近であれば円高だということで、無理に急いで戻す必要はないということはもちろんあります。

ただ、近々国内で大きな投資を予定しているあるいは国内で資金需要がある企業が資金を日本に戻したときに、外税控除の枠を超えてしまい、高い日本の税率が適用されるということで、税制が1つの大きな要因となって資金を国内に戻すのを躊躇しているケースが現実起きています。

それは統計上で見ても実際に企業に話を伺っても、そういう動きが分かりますから、英米の動きに遅れることなく、日本も制度を見直す時期に来ているのではないかと認識しています。

森信 海外留保が増えている要因として、日本の現行税制の寄与が大きいということですね。

それを受けて、具体的に現行のわが国の外税控除方式にはどのようなメリットがあり、あるいは課題があるのかという点について、青山先生からお願いします。

青山 外税控除方式のメリット・デメリットについては、日本だけでなくアメリカ

も共通しますので、少し広くお話ししたいと思います。

米国は2007年から外税控除のバスケットを8つから2つに縮小し、日本の制度に接近しました。そもそも、わが国のように国別・所得種類別のバスケットを分けない一括的な限度方式に基づく控除を採る方式の下では、外国税額控除限度額の彼我流用というのが広範に可能となります。

つまり、この外税控除方式の下では、海外からの配当については、通常子会社レベルでの法人税負担と源泉徴収税の2つがかかるわけで、その結果、高税率負担の海外からの収入ということになります。これに比べてロイヤリティや利子は、現地では費用として控除されて、あくまでも源泉徴収分の税負担しかないことになってくるので、通常は低税率負担の収入です。

特にロイヤリティについては、最近、源泉地国非課税という形の条約が増えてきました。米国の場合、そういう低税率負担のロイヤリティをうまく使った彼我流用のプランニングをやる。これを海外子会社からの配当にぶつけてプランニングするのが大きな節税メリットになっていました。アメリカの場合は1990年代の法人レベルのタックス・プランニングの主流が、今申し上げたポイントに絞ったプランニングであったと言われていました。

そうしますと、ロイヤリティ・利子というのは定期的に出てくるものですが、配当というのはプランニングの観点で、どの時点で配当すればタックス・プランニング上うまくいくのか、会社全体の収支状況、国内所得・国外所得の状況を見ながらうまく利益配当を行うことが、タックス・プランナーには要請されてきます。

今申し上げたようなメカニズムは、一括限度方式を採っている国では通常考えられているプランニングですが、経済の効率性の観点から見ますと、本来必要であるときに必要な資本のキャッシュフローが行われない、歪められたキャッシュフローになっているという問題と、財政の観点からは、納税者が恣意的に納税額を操作することで国の歳入に悪影響を与えているという2点の問題があるかと思います。

森信 アメリカの場合、そういうプランニングが進んでいるので、さらにそれを抑えようと所得別あるいはバスケット方式で、法の網をかぶせようとする。そうするとますます税制は複雑になるというイタチごっこになって、莫大なコンプライアンス・コストが必要になるという問題があります。「これを何とかしてほしい」とい

う声が納税者から出ていることは事実ですね。

青山 そうですね。コンプライアンス・コストについては、納税者の側から要望が出ています。政府の側からは、そういうプランニングのための余分な費用の支出が、国家全体の経済効率として不適當ではないかという問題提起もされていました。

外税控除方式のこのようなデメリットに鑑みると、森信先生ご指摘のとおり精緻にすればするほど、税務執行上の執行可能性ということから見ても現実離れしたものになりかねないので、わが国の一括限度方式は執行可能性の点で合理的な妥協点ではないかと私は思います。

森信 そういう点では、わが国はアメリカほど厳密には区分せずに、一括限度をしている。ここはトレードオフの関係なわけですね。

青山 ただ、アメリカも2007年にバスケットを8つから2つに縮小したのは、反省に基づいた改正でした。

それから、外税控除方式についてはいわゆるセルフヘルプという納税者間の不公平の問題があります。すなわち、今申し上げたようなタックス・プランニングで調整できる納税者とそうでない納税者が、業種や海外進出のパターン等の違いによって存在します。これらの不公平は、例えば大企業と中小企業という区分で見てもあり得ますし、同じ大企業の中でも業主別に違いがあります。

森信 では柳瀬さんから、今の青山先生のお話に補足すべき点があればお願いします。

柳瀬 国際租税制度を抜本的に見直すメリット・デメリットとしては、成長政策の方からすれば、やはり将来の成長の原資・資金を日本に還流する。海外の成長のメリットを国内に還元するというのが1つの大きな柱になります。

森信 企業としては、自国に還流した資金をどのようなことに使用するのでしょうか。

柳瀬 企業を対象に「還流した資金をどこに一番使いますか」というアンケート調査をすると、一番多かったのが、やはり「国際競争力の強化のために使う」という回答でした。具体的には「設備投資や研究開発投資に使う」と答えた企業が一番多かったわけです。その次に株主への配当や内部留保、借入金の返済に回すというのが第2グループでした。

そういう意味では、日本の海外で得た果実を、将来の成長のための原資に使うという効果が期待できるのではないかというのが1点目です。

2点目が、やはり税制の簡素化、特に実務面での簡素化というのが大きい要素だと思います。ある企業がグローバル化して、100社とか200社といった子会社を数十か国に持っているとしたら、その外国税額をすべて集めて、日本語にして税務当局に申請するとなると、納税側も大変ですし、受け取る税務当局も大変な手間がかかってしまいます。ここを簡素化するのが大きいと思います。

この点についてよく誤解されるのが、大規模な企業減税になるのではないかということです。先ほどの配当に対する現地での源泉徴収と法人税額を足すと日本よりも高税率国と低税率国がありますので、実際にはそれらを混ぜることによって外国税額控除が相当大きくなるケースがあります。このため、外国税額控除方式から国外所得免除方式に切り替えた場合、これで増税になるか減税になるかは企業ごとに異なります。ですから、決して減税のためにやる制度ではないということです。

森信 逆に言えば、増収を図るために見直すわけでもないということですね。

柳瀬 そうですね。むしろ大きな構造改革の一環として、税制の簡素化という構造改革と中長期的な成長に向けた資金還流であると理解すべきものだと思います。

森信 日本企業の方からよく聞くのは、最近では組織再編が進んで、子会社・孫会社、さらには曾孫会社といったように、どんどん組織が多重化してく。そういう中で、わが国の外税控除は孫会社までしか控除できないので、どうしても二重課税が残ってしまうと。これは企業からすれば、非効率な資金配分につながるというもの

です。

柳瀬 その点については、企業にとっては大変悩ましい状態です。日本は孫会社までしか調整できません。アメリカでは曾孫会社まで調整できるということで、外税控除を前提として、それを曾孫会社まで拡大してほしいという要望もあります。ただし、他方では孫会社でも何百社とあって、税務実務上、かなり限界に来ている。つまり多国籍企業としては、対象を曾孫会社まで広げてもらったとしても、実務がついていけないのでメリットが受けられないという悩みも抱えています。

そういう意味で、外税控除方式で調整をしようと思っても、かなり限界に近いというというのが今の実態だと思います。やはり根っこのところから簡素化と併せてやらないと、もう限界に来ているなというのが私の感想です。

森信 そういう中で、国外所得免除方式について、日本でも検討を始められなければいけないということですが、しかしこれについてもまた、さまざまな課題があると思いますが、その辺りを青山先生、概観していただけますか。

青山 まず、海外の子会社からの配当を非課税にするということですので、当然のことながら所得を海外に移転してしまうという誘因がより強まるわけです。しかも、海外の低税率国に所得を移転するインセンティブが働くような税制になります。

森信 その移転の具体的な方法を説明していただけますか。

青山 これにはいくつか方法がありますが、1つは移転価格税制の対象になるような形で、棚卸資産や役務提供、無形資産といったものの移転価格の形での移転があります。

それからもう1つは、そもそも法人自体の設立地を日本から脱出して、インバージョンといって海外の低税率国に移転してしまうという形があります。

あとは技術的な点になりますが、国外所得を免除する以上は、通常は国外所得を獲得するために必要なコストについても国外所得に対応するものとして国内では損金経理を認めず、国外所得に付け込むこととなりますので、例えば利子費用や一

般管理費、マネジメント・コストといった、本社が現実に負担したもので非課税所得に対応する費用ということで、日本では控除できなくなります。

しかし、これはタックス・プランナーの立場から考えますと、できるだけ日本の本社の費用負担を広く解釈して日本の所得を小さくしながら、非課税を享受する国外での免除所得を大きくしたいという要因が出てくることは間違いありませんので、そういった形の租税回避に対応する制度的な整理が必要になります。

今申し上げた課題を敷衍していきますと、国際的な所得移転にどう対応するのか、いくつかの局面で見ていかなければいけないと思います。まず移転価格については、現行の移転価格税制の適切な運用がより徹底されることになるでしょう。

森信 これは執行を厳しくするというのでしょうか。

青山 執行については、当然そういうプレッシャーが強くなるだろうと予測されます。例えばドキュメンテーションのルールといったものをきちんと整理して、親子会社間取引についてのドキュメンテーション・ルールを国家間で共通化して、租税回避のリスクを少なくしていく必要性は、各国全部にあると思います。実際にその動きはEUで起こっています。

それからもう1つ、低税率国に所得が移転する場合の備えとしては、各国はタックス・ヘイブン税制を従来から持っていたわけですが、このタックス・ヘイブン税制をさらに精緻化する必要があるということです。

英国の改革案の中でも、具体的に国外所得免除方式の採用と併せて提案されています。特に日本との共通性が高い英国ですので参考になると思いますが、英国は日本と同じようにいわゆるエンティティ方式で、法人ごとにタックス・ヘイブン税制の対象になるかどうかを決めています。タックス・ヘイブン税制の対象とする所得については、アメリカのようにパッシブ所得とアクティブ所得に分けて、パッシブ所得を原則として対象にする制度と、日本やイギリスのように、法人ごとに適用除外基準に該当するかどうかという、オール・オア・ナッシングで判断する方式との2つがあります。

日本・イギリスの方式ですと、仮にパッシブ所得を持っている法人がいても、主たる事業が事業所得であれば、それらも含めて、その適用除外を受けられる場合に

は、繰延べが可能になっています。

これらについてイギリスの提案の中では、今回の改正に併せて、アメリカ型のパッシブ所得、アクティブ所得に分けた制度改正をすべきだと。それが租税回避に対する備えにもなるという提案がされています。

森信 方向としてはよく分かりますが、何がパッシブか、何かアクティブかということで、また税制が複雑になる可能性もありますね。

柳瀬さんはこの問題に対して、何かお考えがありますか。

柳瀬 先ほど申し上げたように、この制度のメリット・デメリットを考えると、大事なことは資金還流の促進ではありますが、簡素化という面もあるものですから、精緻にやりすぎると逆に複雑化する恐れがあります。

そこで、青山先生からアメリカ・イギリスの議論段階のご紹介がありましたが、すでに導入しているドイツやフランス、ベルギー、オランダなどを見てみますと、オランダはパッシブ投資かどうかという仕分けをしています。ドイツやフランスなどは、わりとざっくりした分け方をしています。またベルギーではそもそも、そういう適用除外要件を設けていません。

他方、事業性を見るために、いろいろな国が出資比率の要件(フランスの場合5%以上、ベルギーでは10%以上)を設けていますが、日本に引き直してどうかということで見ますと、日本の税法体系の場合には、国内の会社間の配当課税のところでは25%出資比率で、ある程度事業投資か資本投資かという区別をする考え方を持っています。現在の外国税額控除方式も、25%出資以上のものは事業所得という考え方です。

常識的に考えれば、今回、国外所得免除方式を入れるのであれば、パッシブ・アクティブという混乱を招くような新しい概念を入れて複雑化するよりは、思い切って出資比率のところでは、従来の税法の枠組みを使って、25%以上であれば事業所得であろうということで、割り切って簡素な税制を作った方がいいのではないかというのが、今のわれわれの考え方です。

青山 ただし、今おっしゃったような25%がいいのか10%がいいのか、5%がいい

のかというのは、国外所得免除をやる時の持株条件の閾値^{いきち}ですね。ですからそれは、タックス・ヘイブン税制の対象をパッシブにするかアクティブにするかとは、違う話になります。

森信 むしろ別の基準が必要かもしれませんね。

柳瀬 例えばヨーロッパではもっと出資比率が低く、フランスだと5%ですが、その代わりリース会社を除くとされています。ドイツには出資比率はありませんが、金融サービス絡みの流動資産は排除するといったように、組み合わせになっているわけです。それと比べると、やはり日本の25%出資比率というのは、諸外国と比べてかなり高い。

森信 ただし、そこを合わせてしまうと、制度が混乱しませんか。

柳瀬 ですらそこは日本で新しくパッシブ・アクティブという概念を無理に導入してしまうと、際限なく分類の議論に入ってしまうから。

森信 そこは割り切って、25%ではない別の数字を議論していく方が分かりやすくありませんか。

柳瀬 例えば諸外国にならって5%とか10%の出資比率にした場合、先ほどのもろパッシブみたいなものをどうやって抜くかという議論と、おそらく抱き合わせになってくると思います。それぐらいなら、出資比率は諸外国と比べても極めて高いですが、25%を超えていればすべて事業所得だという割り切りをするのは、方法として1つあるかなと思っています。

ただし、資源のプロジェクトのように、資源ナショナリズムを背景に現地国の資本比率が過半であったり、リスクが高すぎて各社で分散投資したジョイント・ベンチャー方式を取らざるを得ないような特殊性を持つものは、別の基準が必要になるかもしれません。

森信 その点はこれからの議論になるのでしょうか。

簡素化という観点からいえば、先ほど青山先生がおっしゃった利子控除等の経費の配分についても簡素化の方法がありますか。

青山 それについて、厳密に国内所得に対応するもの、国外所得に対応するものというのは、日本でも法人税法のソースルールの複雑さを思い浮かべていただいてもお分かりの通り、大変なことです。

これについてはやはり、フランス・イタリアが採用している95%を免除しますと。あとの5%は思い切って割り切って、費用控除とみなしますという方式が、おそらくプラクティカルであろうと。執行面を考えると、そういった方式でなければワークしないのではないかと思います。

この辺りは海外の制度をリサーチして、執行可能性を十分検討した上で提案すべきだろうと思います。

柳瀬 各国もこのところは苦労していて、ドイツではもともと実際の費用を控除するというやり方をしていたのですが、税務執行上、回らなくなり、かつ、逆にタックス・プランニングの温床になってしまいました。つまり、複雑にすればするほどプランニングの温床になるので、結局今は一律95%です。フランスはやや中間的ですが一応95%で基準を切った上で、企業が実負担5%より小さいという証明ができれば実額控除を認めるという折衷案のような形になっています。

日本も簡素化ということであれば、ドイツ方式なりフランス方式を目指すのかなと考えています。

森信 そういうことをしても、いわゆる本当の投資所得、純粋な投資所得については非課税にするのではなくて、現行の外税控除方式を維持しなければいけないということがあるわけですね。投資所得というのは、源泉地でなるべく課税しないようにしようというのが世界的な流れで、日米租税条約でもそうなっています。

他方で、居住地ではしっかり課税しよう、そうでなければ二重非課税が生じるということですから、新しい見直しの下においても、今のまま外税控除方式で課税しようということですね。

青山 OECDで免除方式を採っている国でも、投資所得についてはそのような形で対応していますので、日本もそれにならうことになるのではないかと思います。

日本と少し違うのですが、アメリカでは増税になりそうなところを、どのように軽減したらいいのかという議論をかなり詳しくやっています。先ほど申し上げた海外に投資したリターンをロイヤリティでやるのか利子でやるのか、配当でやるのか。それぞれについてウェイトの違いがあれば、エグゼンプションを配当についてだけやって、ロイヤリティや利子はそのまま課税して、しかも彼我流用もさせないということで、課税強化になるわけですね。

ただそうすると、純粋な増税になってしまう。これでは実業界から反発を受けるということで、ロイヤリティや利子について軽減する方式や費用配分について軽減する方式を併せて検討しています。

アメリカはロイヤリティの収入が非常に大きいわけです。したがって増税要因がより強くなるわけですが、日本がこの点でどうなのかということですね。今はそうでないとしても、将来的にロイヤリティ収入が大きくなってきたときに、はたしていいかどうか。そのままだと増税になってしまうような、アメリカと同じ状況にならないだろうかという懸念はあります。

森信 移転価格税制の執行は厳しくならざるを得ないでしょう。

最後の質問ですが、以上のような外税控除を踏まえた大きな方向として、業種あるいは事業の概要によって負担の増減が生じるのでしょうか。

柳瀬 いろいろアンケート等をさせていただいて分かったことは、増税になる業種と減税になる業種とは分かれていなくて、まったく企業ごとにバラツキがあるということです。

一般論で申し上げれば、当然、多様な国に投資をしている企業、あるいは配当とロイヤリティが多様に分かれている企業は、今の一括管理方式では外税控除の方が最適化しやすいですから、概してそういう企業の方が今回の税制改正で増税になりがちです。

他方で、特定の低税率国に集中している企業は税制改正で減税になりやすいとい

うのが一般論としてはあるのですが、租税条約が成立している国、していない国にもよりますので、これはまったく会社ごと異なります。

森信 一般的に言えるのは、外国税額控除枠が満杯である企業、枠の規制によって二重課税が生じているところは非常に有利になるわけですね。

柳瀬 そうですね。

森信 配当は法人税が課せられ、さらに源泉税が課せられているので、だいたい高税率になっているということですね。

わが国企業の海外現地法人の利益は、アジア地域を筆頭に急増しています。他方で、海外現地法人の内部留保額も、2003年以降急増しています。この主たる原因が、わが国の法人実効税率の高止まりのもとで、現行外国税額控除の適用範囲の制約から、国内への資金還流が抑制されているなら、それは改めていくべきだ、こういう議論でした。

いずれにしても、国際的な税制改革の流れを踏まえて、わが国でも早急に大きな議論を開始しなければならない、そういう結論でした。

ありがとうございました。